

滞納者名の公表について

先の理事会において、管理費等を3ヶ月以上滞納している住戸の氏名や滞納金額などを公表することに決定しました。

一見、氏名等の公表は「**プライバシーの侵害**」に受け取られる場合もありますが、管理組合として次のような見解をとっています。

まず、マンションの共用部分は区分所有者全員の財産であり、その財産を維持管理するためにはお金が必要であることは言うまでもありません。そのため、それぞれがマンションを購入した時点で、決められた管理費等を所定の日に納入することにより、「**マンションの資産価値**」を守り、「**安全**」で「**快適**」な生活を行うことを承認しているわけでは

また、皆さんが納入されたお金を水道料金も海部南部水道企業団に支払っているわけ

ですが、滞納者の分も納入者が立て替えて支払っていることとなります。これは、水道料金に限らず共用電気代も、エレベータ保守費も管理委託費も同様です。

したがって、納入者(立替者)は誰の分を立て替えて支払っているのかを「**知る権利**」が

あるはずで、3ヶ月分の滞納は、100円不足のため引き落としがされなかったという性質のものではありません。管理組合は、プライバシーより誰の分を立て替えて支払った

のかという「**知る権利**」が優先されないと運営が困難になってしまいます。

管理組合は好き好んで訴訟をしたり滞納者名を公表するわけではありません。できる

限り穏便に解決することを希望しておりますが、現状では滞納金が増えるばかりです。

なお、法律ではマンションの管理組合の場合は法人格でない限り、区分所有者全員が

賛成しなければ滞納金を損金として処理することはできないことになっていることを付け

加えておきます。

◇犬の飼育について◇

犬の飼育については「動物飼育細則」で詳細が決められており次のようになっています。

○犬を飼育する場合は管理組合への届出が必要です。

○「動物飼育届出書」のほかに、飼育する犬の写真を添えてください。

○犬は、佐屋町へ登録することが法律で義務付けられています。登録後してその写しを提出してください。

○犬は、毎年、狂犬病の予防注射が法律で義務付けられており、注射後、その写しを提出してください。

○犬は、毎年5種(又は8種)混合ワクチンの予防注射が必要です。注射後、その写しを提出してください。

自治部・ペ

ット担当

悪質セールスマンに注意を!

最近「管理組合の推薦で・・・」と言って、浄水器やその他の製品を売りつけようとするセールスマンが目立つようになりました。

セールストークは強引で、居住者が曖昧な対応をすると2時間以上もねばり、根気負けして買わされてしまう場合もあるようです。

管理組合では「布団挟み」のように、事前に広報する以外は製品を推薦することはありません。

また、居住者が入館する際に勝手に入ることや、T社が販売したマンションは「**すべて同じ暗証番号**」のため番号が洩れており、簡単に操作して入ってくることも考えられます。

万一、セールスマンが訪問して押し売りをしようとする場合は、はっきりと断る意思表示をすることや、警察に通報したり管理員や知人に連絡してきてもらうことも必要です。